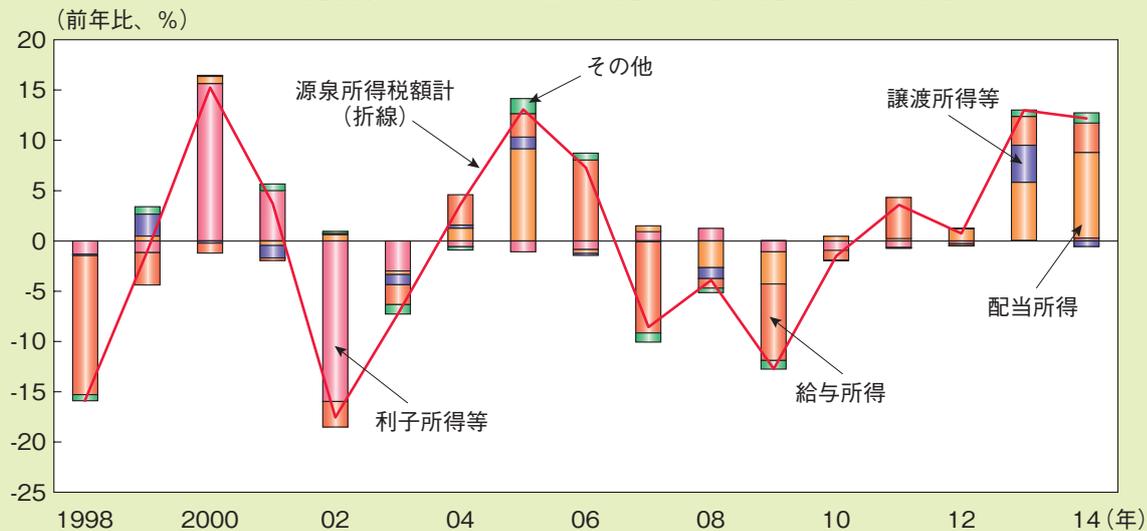


第1-3-5図 源泉所得税額の寄与度分解

所得税収の増加には配当所得や給与所得の増加が寄与



(備考) 1. 国税庁「統計年報」により作成。
 2. 図の源泉所得税額は、不納付加算税、重加算税を含まない。
 3. 「その他」は、退職所得、報酬・料金等所得、非居住者等所得の合計。

させ、その成果として税収が増加するという流れを作っていくことが重要である。平成27年度より、成長志向の法人税改革が進められており、平成28年度の税制改正においては、租税特別措置の見直しや繰越欠損金控除の更なる見直しなど、課税ベース拡大に向けた措置が取られている。今後とも、経済再生と財政健全化の実現に向けては、こうした改革の趣旨を踏まえ、収益力拡大に向けた企業活動が活発化することが期待される。

● 所得税収の増加には配当所得や給与所得の増加が寄与

次に、所得税の動向を確認する。所得税収の大宗を占める源泉所得税⁷³は、全体としては、2011年以降、前年比プラスで推移しており、特に2013年以降はその増加幅は顕著に拡大している（第1-3-5図）。内訳についてみると、配当所得と給与所得が増加に寄与していることがわかる。配当所得については、アベノミクスの取組の下、景気が緩やかな回復基調にある中で、企業収益が増加したことが背景にあると考えられる⁷⁴。また、給与所得については、2013年には前年比で増加に転じ、2014年も引き続き増加しているが、これはデフレではない状況となる中で、2013年以降は総雇用者所得（名目）がプラスに転じるなど、好循環の進展が背景にあると考えられる。両者ともに、着実な増加がみられるが、本項では、特に源泉所得税収

注 (73) 財務省「租税及び印紙収入決算額調」によると、平成26年度については、源泉所得課税は14.0兆円、申告所得税は2.8兆円。
 (74) この間、配当金を利益で除した配当性向については上昇がみられていない。企業の利益、配当金、配当性向の関係については、付図1-8を参照。なお、2013年末をもって、上場株式等に係る配当等の7%軽減税率（所得税分の適用が終了しており、2014年の配当所得税の前年差は、本制度改正に伴う影響を受けていると考えられる。

の約60%を占めており⁷⁵、その動向が所得税収全体に与える影響が相対的に大きいと考えられる給与所得税収の動向について確認する。

●給与所得税収については働く意欲がある者の労働参加と賃上げの継続が重要

給与所得税収の動向の背景について、実質GDP要因、GDPデフレーター要因、労働分配比率要因、平均税率要因に分けて確認する⁷⁶。まず、実質GDP要因については、2012年以降、小幅なプラスの寄与で推移しており、デフレーター要因については、2013年まで下押しに寄与したものの、デフレ状況ではなくなる中で、2014年には17年ぶりにプラス寄与に転換している（第1-3-6図（1））。

労働分配比率要因については、特に2012年以降は前年比小幅なマイナスで推移しているが、こうした傾向は、企業収益が大きく上昇した2013年以降も継続しており、高い企業収益に比して、労働分配率が上昇せず、給与所得の伸びが緩やかなものにとどまっていることが現れている⁷⁷。最後に、給与所得に対する税率の割合である平均税率要因については、年ごとに増減を繰り返しているが、2013年には大きく増収に寄与し、2014年も小幅ながら引き続きプラスに寄与している。

こうした平均税率要因の変動の背景について、以下では詳しくみてみよう。給与所得に対する税率の比率については、所得税負担が累進構造を採っていることから、給与所得階層の人数構成の変化などに左右される。こうした累進構造は、所得控除と累進税率との組み合わせで実現されることから、まず、各種控除の動向について確認すると、給与所得に占める「基礎控除と給与所得控除の合計」及び「その他控除」の割合はそれぞれおおむね同水準で推移しているものの、高齢化に伴い社会保険料が趨勢的に増加する中で、「社会保険料控除」の割合が上昇している⁷⁸（第1-3-6図（2））。

次に、所得階層別の給与所得の納税額の動向について、2012年から2014年にかけての変化をみると⁷⁹、1000万円超の所得階層の納税額が相対的に大きく増加しており、特に、2500万円超の階層において納税額が大きく増加していることが分かる⁸⁰。ただし、他の所得階層においても納税額は増加しており、幅広く税率の増加がみられている。（第1-3-6図（3））。また、所得階層ごとの給与所得者の人数の変化をみると、全体として、2012年から2014年にかけて給与所得者の数が201万人増加しており、「200万円超から300万円以下」、「400万円超から500

注 (75) 平成26年分の源泉所得税収の内訳は以下。給与所得59.6%、配当所得23.3%、利子所得等2.9%、譲渡所得等2.6%、その他（報酬料金等、非居住者等所得、退職所得）11.5%。

(76) 平均税率要因は、税率を雇用者の所得（賃金・俸給）で除したものである。分配要因は、雇用者の所得を名目GDPで除したものである。

(77) 2014年度については、消費税率引上げに伴って名目GDPが押し上げられたことが、労働分配比率の押下げに寄与した面もある。

(78) ここでの給与所得の額、給与所得控除等の計数は、国税庁「民間給与実態調査」を用いているが、データ上の制約から、同調査における「年末調整を行った者」に関するものとしている。勤続年数が1年未満の給与所得者は同調査における各種控除に関する調査対象から除外されており、2000万円以上の給与所得者については年末調整が行われないことから、それぞれデータの計数には含まれておらず、本分析の結果については幅を持ってみる必要がある。

(79) 本項において示されている平成26年分までの税率については、課税所得が1800万円以上の場合、40%が適用されていた。ただし、平成27年分以降については、1800万円を超え4000万円以下は40%、4000万円超は45%の税率がそれぞれ適用されている。

(80) 給与所得の中には、いわゆるストックオプションの行使に伴う収入も含む。また、2012年から2014年にかけて、2500万円超の階層の納税額は約4900億円増加、平均給与額は約3900万円から4100万円に増加している。

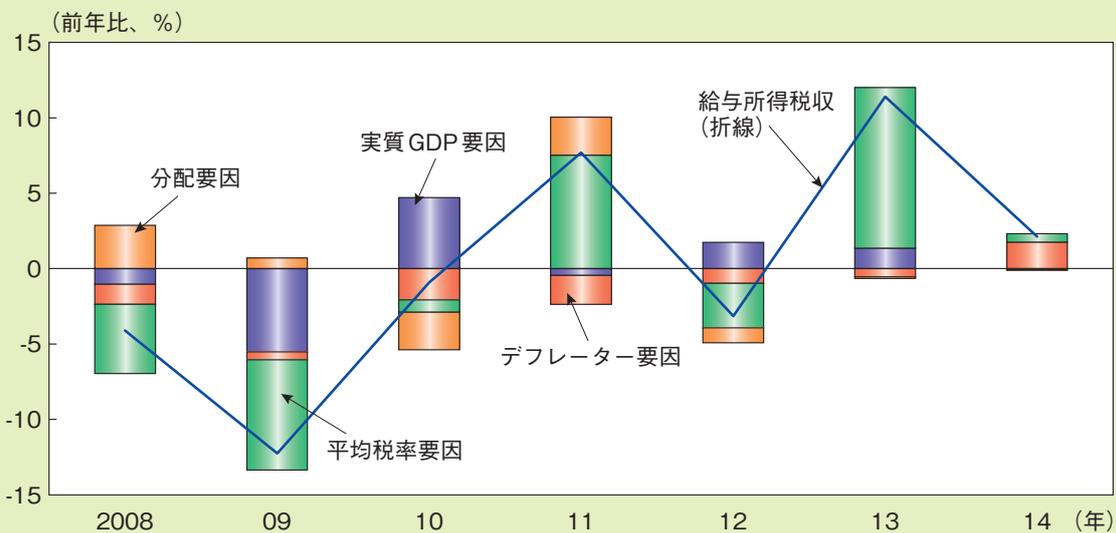
万円以下」、「1000万円超から1500万円以下」などの階層で比較的大きな増加がみられるが、総じてみれば、幅広い階層にわたって増加がみられている（第1-3-6図（4））。また、100万円以下や200万円以下の階層でも給与所得者の増加がみられるが、こうした所得階層については、最低賃金の引上げや賃上げの動きが加速すれば⁸¹、より所得の高い階層の人数が増えることで、結果として、中長期的にみても税収の増加により大きく寄与していく可能性もある。

以上を踏まえると、所得税については、景気の回復が進む中で、賃金が上昇するとともに、納税者の数についても雇用環境の改善によって増加がみられ、税収の増加につながっている。

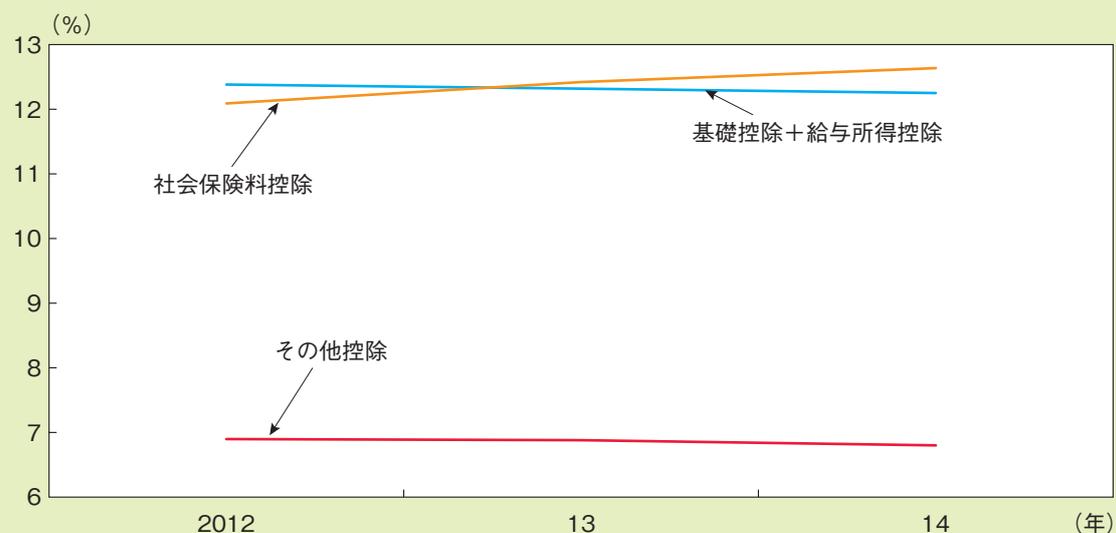
第1-3-6図 給与所得税収の要因分解

給与所得税収については働く意欲がある者の労働参加と賃上げの継続が重要

(1) 給与所得税収の要因分解

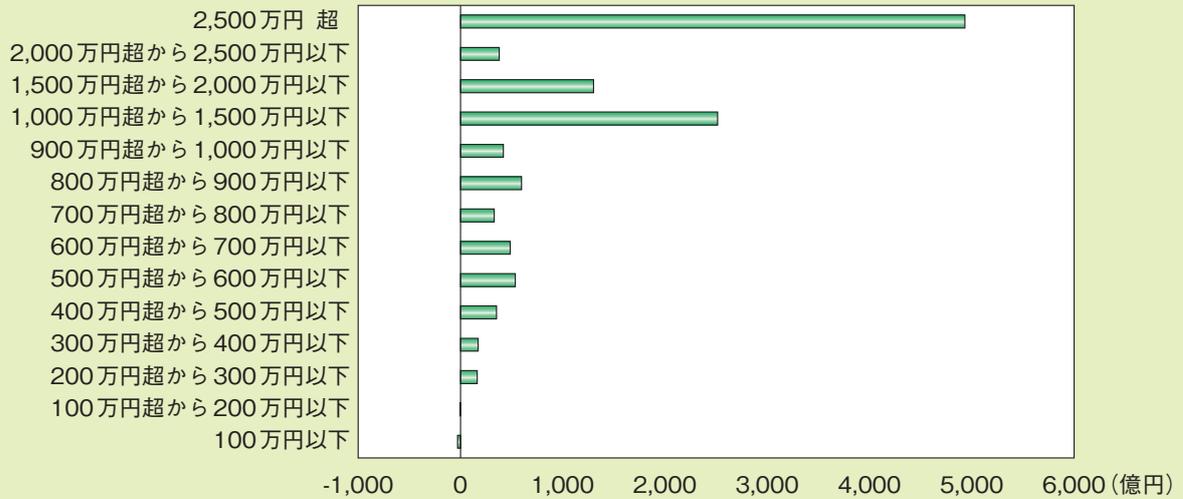


(2) 給与所得に占める各種控除の割合

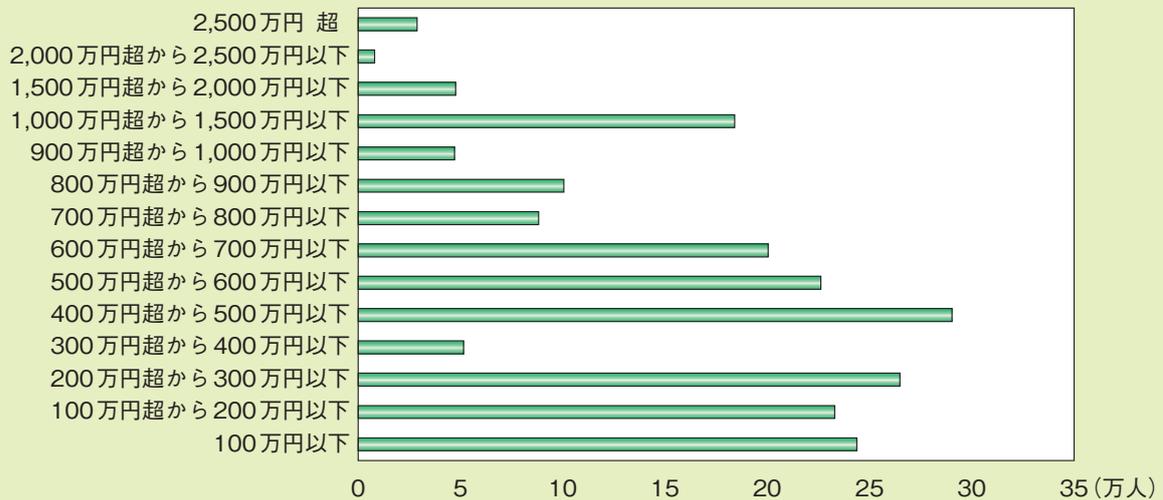


注 (81) 賃金の動きについては、本章第1節「3 好循環の所得面での進捗状況」を参照。

(3) 給与所得階層ごとの税収の変化 (2012年から2014年にかけての変化)



(4) 給与階層ごとの給与所得者数の変化 (2012年から2014年にかけての変化)



(備考) 1. 国税庁「民間給与実態調査」、内閣府「国民経済計算」により作成。
 2. (1) は、税収を以下の式の通り分解した。

$$T_t = \underbrace{Y_t}_{\text{実質GDP要因}} \times \underbrace{\frac{T_t}{W_t}}_{\text{平均税率要因}} \times \underbrace{D_t}_{\text{デフレーター要因}} \times \underbrace{\frac{W_t}{Y_t \times D_t}}_{\text{分配要因}}$$

T : 給与所得に係る税収
 Y : 実質GDP
 D : デフレーター
 W : 賃金・俸給

3. (2) は、年末調整を行った1年勤続者が対象。(3)、(4) は1年勤続者が対象。(4) は役員、正規、非正規の合計。
 4. (1) について、2013年の平均税率要因は、復興特別税の創設に伴う影響がある旨、留意が必要。同税は給与所得税を含めた所得税全体に2.1/102.1を乗じるものである。

今後、経済の活力を維持しつつ、所得税収の中長期的な押上げを図っていくには、賃上げの流れを継続するとともに、少子高齢化の中で、働く意欲がある者の労働参加を促進することで成長力の強化を図っていくことが重要である。

●財政健全化には経済再生・デフレ脱却と一体で取り組む必要がある

財政健全化の進捗状況とその変動要因について法人税、所得税を中心に検証した。経済再生・デフレ脱却に向けた取組が進む中、法人税については、最近は利益計上法人の数が増加するとともに、繰越欠損金控除が縮小してきている。所得税については、雇用の改善によって納税者数は増加しており、働く意欲がある者の労働参加と賃上げの継続が重要である。こうした税収の改善は、景気の緩やかな回復基調の継続に加え、デフレではない状態になったことが寄与している。したがって、引き続き、公共サービスの無駄をなくし、質を改善するための歳出改革も含め、経済再生・デフレ脱却と財政健全化を一体として取り組んでいくことが求められる。

2 金融政策の動向

日本銀行は2%の「物価安定の目標」の早期の実現のため、2013年4月に「量的・質的金融緩和」を導入した後、2014年10月にはその拡大を決定し、さらに2016年1月には「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入を決定した。本項では、一連の金融政策の効果について、想定される波及経路ごとにその影響を確認する。

●マイナス金利を含む一連の金融政策は3つの波及経路を通じて実体経済に影響

まず、「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の概要について簡単に確認する。「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」は、2013年4月の「量的・質的金融緩和」の導入以来とられてきた、金融市場調節の対象としてのマネタリーベースの増加の「量」、買入れする資産の「質」という観点に加え、金融機関が保有する日本銀行の当座預金の一部について0.1%のマイナス金利を適用するという「金利」面を加えた3つの次元で金融緩和を進めていくものである。こうしたマイナス金利の適用を含めた日本銀行の一連の金融政策は、3つの波及経路を通じて実体経済に影響を与えると考えられる。具体的には、①イールドカーブの押下げ、②ポートフォリオ・リバランス、③予想物価上昇率の上昇である。これらの波及経路のうち、マイナス金利の適用については、イールドカーブの起点を引き下げることによって金利全般により強い下押し圧力を加え得るという点が主な特徴であると考えられる。以下、それぞれの波及経路ごとの状況を確認する。

●イールドカーブはマイナス金利の導入後、全体的に押下げ

第一に、短期から長期にかけての年限ごとの国債利回りを示すイールドカーブの動向についてみる。「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入が決定された本年1月の水準と本年7月初めの各年限の金利水準を比べると、残存期間15年程度までの金利がマイナスとなっており、マイナス金利の導入による押下げ効果が出ていると考えられる（第1-3-7図（1））。こうした中、銀行貸出金利や住宅ローン金利については、この数年間低下傾向にあるが、マイナス金利の導入後には一層の低下がみられている（第1-3-7図（2））。